

患者様 各位

令和8年度診療報酬改定に伴う医療費の一部変更についてのお知らせ

当院では、厚生労働省による令和8年度の診療報酬改定に伴い、令和8年6月1日より一部の医療費の計算基準(点数)が変更となります。これに伴い、患者様にご負担いただく窓口での医療費(お会計)も一部変更となっております。

前回の来院時と同じ診療内容であっても、お会計の金額が異なる場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

- 改定時期:令和8年6月1日(月)の診療より
- 対象:当院を受診されるすべての患者様
- 変更内容:初診料・再診料、各種加算、処方箋料など(お持ちの健康保険の自己負担割合に応じた金額が変更となります)

※今回の改定では、昨今の物価高騰への対応、および医療従事者の処遇改善(給与引き上げ・ベースアップ)を目的とした「ベースアップ評価料・物価対応料」の新設・算定も含まれております。当院におきましても、本評価料による収入の全額を、勤務する医療従事者の処遇改善に確実に充当し、より質の高い医療の提供と安全な診療環境の維持に努めてまいります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に受付窓口までお問い合わせください。

今後とも皆様に安心して受診していただけるよう邁進してまいります。何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和8年6月1日 病院長